(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
収	収	庄	公三 セ 有	○	○

103

※該当箇所に ☑ すること。

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	全国（2都道府県以上）

1 政治団体の名称（ふりがな） 木島会（きじまかい）

2 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区西葛西6－12－7 ミルメゾン301 木島法律事務所内

3 代表者の氏名 木島 康雄

4 会計責任者の氏名 木島 康雄

5 令和 7 年分

団体コード	13700589200092
前年繰越額	0円

事務担当者の氏名 木島 康雄

電話番号 090-1266-8212

受付	審査	確認
7		
消込	パンチ	照合

161号 ・8.2.20 東京都選挙管理委員会事務局

受付 8.3.16 収支公開室 第 号

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☑ 無
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等	
公職の種類等	(現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間	
令和 7 年 4 月 27 日	から
令和 7 年 7 月 28 日	まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 7 年 4 月 27 日	から
令和 7 年 7 月 28 日	まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

0380

302700

（その２）

収　支　の　状　況

全国団体用

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額			4,609,000	
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）			4,609,000	
支　出　総　額			4,609,000	
翌年への繰越額				0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額				0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0 人			

(2) 寄　附

ア　寄附(イを除く。)の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附		4,609,000			
（うち特定寄附）				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ｳ) 政治団体からの寄附				0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)		4,609,000			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	
イ　政党匿名寄附				0	
合計　（ア ＋ イ）		4,609,000			

全団体提出

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳													寄附者の区分	①個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体		
寄附者の氏名（又は名称）	金額 十億	百万	千	円							年	月	日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
石原　美智子			1	4	0	0	0	0			R7	5	23	岐阜県揖斐郡池田町池野502-1	経営者	
木島　康雄			3	2	0	9	0	0			R7	6	24	東京都江戸川区北葛西2-9-13-303	弁護士	
この頁の小計			4	6	0	9	0	0								
その他の寄附								0								
合計			4	6	0	9	0	0								

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人・その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）当該政治団体の本部又は支部（選挙管理委員会又は総務大臣へ届け出たものに限る）からの交付金は、（その５）に記載してください。

全国団体用

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（十億／百万／千／円）	備考
1 経常経費	0	
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	0	
小計	0	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	460900	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	460900	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	460900	
合計	460900	

(注) (その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳 ↓（1～9のいずれかに○をつけてください） ↓（費目ごとに適宜小分類して記入）

項目別区分	1. 組織活動費　2. 選挙関係費　(3.) 機関紙誌の発行事業費　4. 宣伝事業費　5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費　7. 調査研究費　8. 寄附・交付金　9. その他の経費	項目別区分小分類 ※記入必須	印刷費

支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
機関紙の印刷	460,900	R7 6 24	(株)滝澤印刷紙工	東京都江戸川区松江6-10-5	
この頁の小計	460,900				
その他の支出	0				
合計	460,900				

（注１） ５万円以上の支出は全て個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出は全て個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最後の頁に記載してください。
（注４） 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　2　月　20　日

政治団体の名称　木島会

会計責任者の氏名　木島　康雄　㊞

↓（代表者については**解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ**記載すること。）
※解散の場合は、解散届も必要です。

（代表者の氏名　　㊞　）

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。
（注２）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

全団体提出

政治資金監査報告書

令和8年2月15日

木島会
代表　木島　康雄　殿

登録政治資金監査人　飯塚正裕
登　録　番　号　第　5359　号
研修修了年月日　平成29年12月6日

1　監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、木島会の令和7年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)　この政治資金監査は、木島会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

木島会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、木島会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上